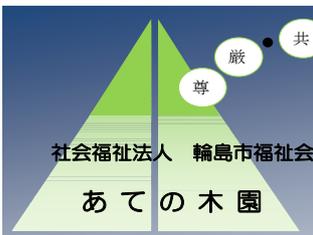


□特別養護老人ホーム □短期入所センター（介護保険・介護予防） □デイサービスセンター（介護保険・介護予防・元気デイ・筋力向上トレーニング） □訪問介護センター（介護保険・介護予防） □訪問入浴介護センター（介護保険・介護予防・身体障害者等入浴） □居宅介護支援事務所 □在宅介護支援センター □配食サービス □しせつの窓口



平成 27 年 8 月 1 日から、介護保険の費用負担が変更されました。9 月上旬に送付される請求書の内容をご確認ください。（一定所得以上のある方は 2 割負担になりました。）

- ・収入が年金のみの場合は年収 280 万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が 160 万円以上の方
- ・ただし、同一世帯の 65 歳以上の方の所得が、低い場合などは、1 割負担になることがあります。
- ・65 歳未満の方及び市町村民税を課税されていない方は対象外です。

■介護福祉施設サービス費（一日あたり）

★**介護保険負担割合証**に記載してある**利用者負担の割合**にしたがって、ご負担いただきます。

利用者負担の割合：1 割の場合

1. 利用者の要介護度と介護福祉施設サービス費（サービス利用料金）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,470	6,140	6,820	7,490	8,140
2. うち、介護保険から給付される金額	4,923	5,526	6,138	6,741	7,326
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	547 円	614 円	682 円	749 円	814 円

利用者負担の割合：2 割の場合

1. 利用者の要介護度と介護福祉施設サービス費（サービス利用料金）	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	5,470	6,140	6,820	7,490	8,140
2. うち、介護保険から給付される金額	4,376	4,912	5,456	5,992	6,512
3. サービス利用に係る自己負担額（1-2）	1,094 円	1,228 円	1,364 円	1,498 円	1,628 円

■その他の費用負担（1 日あたり）（介護福祉施設サービス費）

区 分	加 算 要 件	1 割負担	2 割負担
初期加算	利用者が新規に入所及び 1 ヶ月以上の入院後再び入所した場合、30 日間加算	30 円	60 円
入院・外泊時加算	利用者が入院及び外泊の場合 6 日を限度として加算。（但し入院・外泊の初日及び末日のご負担はありません。）	246 円	492 円
日常生活継続支援加算	過去 6～12 ヶ月前に入居者した方のうち、要介護 4～5 の割合が 70% 以上の場合、介護福祉士の常勤換算法で一定以上配置されている場合に加算	36 円	72 円
看護体制加算	常勤の看護士を 1 名以上配置している場合に加算	4 円	8 円
看護体制加算	必要となる看護職員数に 1 を加えた数以上の職員を配置している場合に加算	8 円	16 円
夜勤職員配置加算	夜勤を行う介護職員、看護職員の数が、最低基準の 1 人以上上回っている場合に加算	13 円	26 円
個別機能訓練加算	機能訓練指導員を配置し、かつ個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供を行った場合に加算。	12 円	24 円

若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定め、その者を中心にニーズに応じたサービス提供を行った場合加算	120円	240円	
栄養マネジメント加算	利用者の栄養状態を適切に評価し、その状況に応じて栄養ケア計画・実施・評価ができていない場合加算	14円	28円	
経口移行加算	経管により食事を摂取する利用者について医師の指示に基づき経口移行計画の作成し栄養管理を行っている場合に計画作成してから180日を限度として加算（※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない）	28円	56円	
経口維持加算（1ヶ月）	現経口により食事を摂取する方が摂食嚥下障害を有し、誤えんがみられる方に対し医師又は歯科医師の指示に基づき専門職による会議等を行い、経口による継続的な食事摂取を勧めるための経口維持計画を作成している場合に算定。6月以内の期間。（※栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない）	400円	800円	
経口維持加算（Ⅱ）（1ヶ月）	経口維持加算（Ⅰ）を算定している場合であって、会議等に歯科医師、歯科衛生士等が加わった場合に算定	100円	200円	
口腔衛生管理体制加算（1ヶ月）	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行なっている場合であって、口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合	30円	60円	
口腔衛生管理加算（1ヶ月）	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し、口腔ケアを月4回以上行なっている場合加算	110円	220円	
療養食加算	食事の提供が専門職により管理されており、入居者の状況によって適切な栄養量や内容が提供されている場合加算	18円	36円	
看取り介護加算	常勤の看護士を1名以上配置し、看取りに関する指針を定め、入居者又はその家族に対し説明し、同意を得ていること。また、医師、看護職員等による協議の上、適宜看取りに関する指針の見直しを行っている。看取りに関する研修を行っている場合等加算	死亡日以前4日以上30日以下	144円	288円
		死亡日の前日及び前々日	680円	1,360円
		死亡日	1,280円	2,560円
在宅復帰支援機能加算	退所後の在宅生活について利用者・家族等の相談支援を行なうとともに、居宅介護支援事業者や主治医との連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行ない、かつ一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算	10円	20円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅の生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断され入所した場合、入所してから7日を限度として加算	200円	400円	
介護職員処遇改善加算	介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算（平成30年3月31日まで）	1ヶ月の利用料金に3.3%が加算されます。		

●介護保険負担限度額認定証に記載してある負担限度額にしたがって、ご負担いただきます。

負担段階	食事の負担限度額	居住費又は滞在費の負担限度額	
		従来型個室（特養等）	多床室（2・4人部屋）
第1段階	300円	320円	0円
第2段階	390円	420円	370円
第3段階	650円	820円	370円
基準費用額	1,380円	1,150円	840円

思 い 出 の ア ル バ ム



7月25日(土) 午前10時から行われた物故者法要の様子です。遺族や家族会の皆さん、そして皆さんと一緒に参りました。



8月4日
盆踊りとお祭りの夕
べ開始前の皆さんの
様子です。

〒929-2378 輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768) 26-1661 FAX(0768) 26-1751
E-mail:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP アドレス : <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>